

入札公告

物品購入について、一般競争入札（条件付き）を行うので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月8日

甲斐市長 保坂 武

1 概要等

- (1) 入札番号 9
- (2) 事業名
- (3) 件名 教職員一人一台パソコン購入
- (4) 納入場所 甲斐市役所双葉庁舎
- (5) 概要 仕様書のとおり
- (6) 納入期限 令和8年7月30日
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 なし
- (9) 入札保証金 免除
- (10) 契約保証金 免除
- (11) 前金払 不適用
- (12) 担当部局 教育部 教育総務課

2 入札参加形態

単体による参加。

3 入札参加する者に必要な資格等

この公告の入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 令和7・8年度甲斐市入札参加資格者名簿に登録されている者。

(登録区分：物品・役務)

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- (3) 甲斐市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成30年甲斐市訓令第1号）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。（再生手続開始、又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格

- の再認定を受けた者を除く。)
- (6) 次の各号に該当しない者。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者。
 - イ 本件の入札（開札）日6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。
- (7) 上記(3)から(5)については、本件の入札公告日から入札日まで該当しないこと。
- (8) 地域要件
- 山梨県内に本社・本店又は甲斐市と入札契約等について権限委任する営業所等があること。
*権限を委任する営業所等は、本件の入札公告日に既に届出していること。
- (9) 実績要件
- 令和3年4月以降に、国又は地方公共団体（特殊法人等を含む。）と、元請として同種機器の納入実績があること。

4 入札書の提出期限・場所

- (1) 提出期限 **令和8年4月24日（金）午後5時まで（必着）**
※入札書の日付は、以下の開札日を記載すること。
- (2) 場 所 甲斐市役所 本館3階 アセットマネジメント推進課 契約係（以下「契約係」という。）

5 開札日・場所

- (1) 日付 令和8年4月27日（月）
- (2) 場所 甲斐市役所 本館3階 大会議室

6 入札参加申請等

様式は、甲斐市ウェブサイト内の「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式」の「入札関係様式（物品購入）」からダウンロードすること。

- (1) 受付期間
- ア 一般競争入札参加申出書（様式第1号）（以下「参加申出書」という。）
入札公告日から令和8年4月14日（火）まで（閉庁日は除く）
午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午前10時まで。
 - イ 一般競争入札参加資格審査申請書ほか（書類提出）
入札公告日から令和8年4月15日（水）まで（閉庁日は除く）
午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午前10時まで。
- (2) 提出先
契約係
- (3) 提出方法等
- 参加申出書（様式第1号）をFAXにより送付すること。（送付後、契約係に必ず電話連絡をすること。）また、FAX送付後、(4)の申請書類を上記イの期間までに契約係に直接持参し、提出すること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書ほか
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）

イ 実績調書（様式第3号）

ウ 以上の提出書類の中で指示する添付書類

(5) その他

ア 上記書類の審査結果については、電話連絡するため、受け取りに来ること。ただし、上記(4)の申請書類提出時に、返信用封筒を併せて提出する場合は、この限りでない。

イ 本件の入札は、あらかじめ上記(4)の書類を提出し、入札参加資格が適格と認められた者のみが参加できる。

ウ 入札参加資格について不適格の通知を受けた者は、当該結果の連絡を受けた日の翌日から起算して3日以内に入札参加資格を満たしていないとされた理由について説明要請書（様式第8号）により説明を求めることができる。

7 事業内容の説明に関する事項

(1) 設計図書等の閲覧期間・閲覧方法

入札公告日から令和8年4月14日（火）午前10時まで

設計図書等はウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約」の「入札公告」からダウンロードすること。

(2) 設計図書等に関する質問の受付・回答

質問がある場合は、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式、入札関係様式（物品購入）」の「質問書（様式第6号）」により、参加申出書の提出後、以下の期間中に、契約係にFAXにて提出すること。（送付後、契約係に必ず電話連絡すること。）

質問書には会社名・担当者・電話番号・FAX番号・質問内容等を明記すること。なお、質問は仕様書等の積算に関する内容のみとする。

回答は、質問者のみにFAXで回答後、同ウェブサイトに掲載する。

◇質問期間 入札公告日から令和8年4月14日（火）まで（閉庁日は除く）

午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午前10時まで。

◇回答期限 令和8年4月15日（水）午後5時まで

(3) その他

入札方法・提出書類に関する質問は、随時受け付ける。（閉庁日は除く）。

8 立会申請に関する事項（入札参加者のうち希望する場合のみ）

(1) 立会方法

入札参加者は開札に立会うことができる。その場合、立会申請書を提出すること。詳細・様式は、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札公告」の「郵便等入札の注意事項」を参照すること。

(2) 立会申請書提出期限 令和8年4月23日（木）午後5時まで

(3) 立会申請書提出場所 契約係

9 入札に関する注意事項

(1) 入札は1回とし、1回目の入札で落札者がいない場合は、最低価格者のみと協議を行う。

(2) 最低入札参加者数は2者とする。最低入札参加者数が確保できない場合は入札を中止と

する。

- (3) 入札書は、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式、入札関係様式（物品購入）」の指定の様式「入札書（様式第4号）」を使用し、封筒に「入札書」、「積算内訳書」及び承認を得た同等品等協議がある場合は、同ウェブサイト内の「同等品等協議書（様式第9号）」の写しを入れ、封緘封印をすること。
- (4) 同等品等を可としている案件で、参考品以外で入札する場合は、入札書に承認を得た「同等品等協議書（様式第9号）」の写しを添付すること。承認を得ていない場合、及び同等品等協議書を提出しない場合は入札を無効とする。
- (5) 入札書提出期限を過ぎた場合は、無効とする。また、提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回は認めない。
- (6) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって請負金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札時に提出する積算内訳書の内容は、設計図書等に準じ、数量、単価及び金額等を明記し作成するものとする。積算内訳書の内容は、入札書の内容と一致すること。なお、積算内訳書は参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない場合は入札を無効とする。
- (8) 同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札関係情報、入札関係情報（要領等）」の「入札の心得」及び「郵便等入札の注意事項」を熟読して参加すること。

10 入札の辞退

参加申出書を提出した後、入札を辞退する場合は、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式、入札関係様式（物品購入）」の「入札辞退届（様式第7号）」を使用し、以下の各号に掲げるところにより提出するものとする。なお、入札を辞退した者が、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

提出方法については、持参及び郵送ともに、入札日前日までに必ず契約係に必着すること。なお、郵送の場合は、併せて電話連絡すること。

11 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。
- (5) 相互に資本関係又は人的関係のある者が、同一の入札に同時に参加してはならない。
- (6) 開札時は、契約係以外の職員が立会いの上、開札を行う。

1.2 入札の延期又は中止

天災等の不可抗力や入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由や入札を公正に執行することができないと認めるときは、既に公告に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることがある。

これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は弁償の責任を負わないものとする。

1.3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者が行った入札
- (2) **記名及び押印を欠く入札**
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) **誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札**
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒にした入札
- (7) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒にした入札
- (8) 同一の入札で、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく官公需適格組合とその組合員が一緒にした入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき

1.4 議会議決

本件の契約締結については、「甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例」（平成16年甲斐市条例第52号）の規定により議会の議決を要する。

1.5 その他

- (1) 提出書類は指定の様式（指定のある書類）とし、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式」の「入札関係様式（物品購入）」からダウンロードして作成すること。
- (2) 入札参加者が、入札までに入札参加に関する条件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。
- (3) 入札参加資格申請等の作成に要する費用は、入札参加資格申請者の負担とする。
- (4) 提出された申請書類・資料については返却しない。
- (5) 仮契約締結日は、落札決定の日から3開庁日とする。

1.6 問合せ先

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地
甲斐市役所 総務部 アセットマネジメント推進課 契約係（本館3階 32番窓口）
TEL 055（268）2326 FAX 055（276）7215